

5-6 知る権利と、関連の問題 <基礎編>

知る権利を使うと何ができるのだろうか？

知る権利と 情報公開

政治社会全体についての情報は国民が参政権を有効に活用するために欠かせない。こうした情報を積極的に求める権利が知る権利である。プライバシー権と同じく、日本国憲法には具体的な条文がないが、その根拠は表現の自由に求められている。

そして知る権利に基づいて、日本でも国および地方公共団体における情報公開制度が整い（1982年ごろから情報公開条例を定める地方公共団体が現れ、1999年には国レベルでも情報公開法が制定された）、参政権の観点から十分に活用すべき段階に入りつつある。

情報公開制度を活用して市民の権利を守る活動をしている著名な事例として、市民オンブズマンの活動が挙げられる【①】。これは、弁護士など専門的な知識をもつ一般市民がボランティアで、情報公開制度を活用して地方公共団体の公金処理記録などを開示させ、公金（市民から徴収した税金など）が正しく処理されているかどうかを点検することによって、市民の権利や財産を守るという活動である。実際に、職員の出張旅費の支出記録を調査してカラ出張の不正処理などを明らかにしてきた実績をもつ。

いっぽう政府部内では市民オンブズマンのように情報公開法を使って政府の内部情報を公開させようとする個人や団体などに対し敵意をもっていることが明らかとなっている。国民の権利として「知る権利」が確立するためには、まだ多くの努力が必要であるとも言えるだろう。

反論権（アクセス権）

なお、知る権利に関連するものとして、マスメディアの報道に対して多様な見解を公平に報道するために、報道によって損なわれた利益の回復を求めて情報の送り手になることを要求する反論権（アクセス権）などが主張されている。

反論権についても日本国憲法には具体的な条文がないが、過去には、あるマスメディア（新聞社）が対立する2つの政党の一方の主張だけを誇張して報道したことに対して、他方の政党がその内容に対して反論する場を無料で提供しようその新聞社に求めたケースがある。しかし日本の裁判所は、まだこの権利を認める判決を出したことがなく、反論権が一般的に認められるかどうかは、今後の課題である。

①「オンブズマン」は、本来はスウェーデン語で「護民官」という意味の言葉であり、行政から市民の権利を守る役人をさしていた。

地方公共団体の中に、市民からの苦情を受け付ける職員が「オンブズマン」と呼ばれている場合があるが、これは市民オンブズマンに対して「公的オンブズマン」と呼ばれる。

コメント [Tt1]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p122

コメント [Tt2]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p122

コメント [Tt3]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p122

コメント [Tt4]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p122

コメント [Tt5]: 2007年度教科書『現代社会』（東書・現社001）、p122